

第13回宮古市農業委員会  
総会議事録

宮古市農業委員会

## 第13回宮古市農業委員会総会議事録

令和4年5月25日、第13回総会は市役所2階2-1会議室に招集された。

1. 開会日時 令和4年5月25日(水)午後1時30分
2. 閉会日時 令和4年5月25日(水)午後2時30分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 9名)

1番 高森 昭夫 委員	2番 古舘 秀巳 委員	3番 竹野 牧子 委員
4番 山崎 安人 委員	6番 福士 永輝 委員	7番 去石 徹 委員
8番 畠山 一伸 委員	9番 阿部 剛夫 委員	10番 飛澤 教男 委員

4. 欠席した委員は次のとおりである。(欠席委員 1名)

5番 中野 正隆 委員

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 飛澤 寛一  
次 長 中屋 和秀  
主 査 小野寺 泉

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
- 議案第3号 農地法の適用外証明願いについて
- 議案第4号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて

— 午後1時30分 開会 —

議 長  
(飛澤教男会長)

本日は、5番中野正隆委員から欠席の連絡がございました。  
現在、委員10名中9名の出席です。  
宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第13回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

次に、「宮古市農業委員会憲章3番」を朗読いたします。  
憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章3番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議 長

ありがとうございます。  
それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。  
お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議事録署名委員には1番高森委員と2番古舘委員を、書記には事務局の小野寺主査を指名いたします。

議 長  
(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。小野寺主査。

小野寺主査

議案書の1ページをお開き願います。

(議案書の報告第1号を朗読)

今月の受理件数は6件で、取得事由はすべて相続であり、農業委員会による斡旋の希望はありません。5月分届出合計を読み上げて報告といたします。4ページをお開き願います。

(議案書を朗読して報告)

以上で報告を終わります。

議 長

報告が終わりました。  
報告ではありますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあれば受けたいと思います。  
なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。  
どなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長  
(議案第1号)

次に、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

それでは、付議番号1番について事務局より説明願います。小野寺主査。

小野寺主査

議案書の5ページをご覧ください。

(議案第1号を議案書の朗読により説明)

それでは、資料についてご説明いたします。申請地所在図の1ページ、資料ナンバー1をご用意いたします。

去る5月13日に月当番の古舘委員と地区担当推進委員の金澤委員、事務局から私の3名で現地を確認いたしました。権利移転の理由は、譲受人が申請地に隣接する所有地の一部で野菜を作っており、譲渡人が高齢により農業を廃止するため購入し規模拡大することです。2ページをお開き願います。3の農地法第3条第2項及び第3項の該当状況につきましては、(1)の移動する権利の種類は移転、(2)の移動する農地または採草放牧地の区分は自作地であり、(3)の農地法第3条第2項に該当する項目はなく、許可要件をすべて満たしております。以下、4、5、7の項目につきましても該当はなく、調査の結果、許可相当と認められるものです。

なお地区担当推進委員の金澤委員は異議がないということでした。

以上で説明を終わります。

議 長

次に、月当番2番古舘委員に発言を許します。古舘委員。

2番古舘委員

同日、現地のほうに事務局の方と推進委員の方と3名で現地確認しました。まず、その地域は現に家庭野菜的なものを作っている農地のほうを拡大したいと。そして話によるとネギをやりたいという話をしているそうですという農地を持っている方の家族の方が話をしておりましたので、農地としては継続されることであることから良いのではないかなということ、皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。はいどうぞ。1番高森委員。

1番高森委員

1番高森です。売買となっておりますが、金額はおいくらでしょうか。

議 長

小野寺主査。

小野寺主査

金額につきましては、1筆■■■円もしくは1坪■■■円程度で譲り受けたということでした。

議 長

ということでよろしいですか。そのほかございませんか。

それではそのほか質疑がないようですので、これで付議番号1番の審議を終わります。

以上で議案第1号の審議を終了いたしました。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

- 議長 はい、ありがとうございます。全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
- (議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。  
付議番号1番について事務局より説明願います。中屋次長。
- 中屋次長 議案書の6ページをお開き願います。  
(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)  
資料のナンバー2をご覧ください。  
5月13日に月当番の古舘委員、地区担当推進委員の伊東委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。  
1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(5)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(6)から(8)は該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが、(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域内で用途地域の指定はございません。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。  
以上の調査の結果は転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。  
なお、地区担当推進委員の伊東委員は、異議がないということでございました。  
説明は以上でございます。
- 議長 次に、月当番の2番古舘委員に発言を許します。古舘委員どうぞ。
- 2番古舘委員 今、事務局の中屋さんのほうから報告があった調査の内容でございまして、今後も現在も農地とはなっていないところで、このとおりでよろしいかと思っております。御審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議長 質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。  
次に、付議番号2番について事務局より説明願います。中屋次長。
- 中屋次長 付議番号2番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料のナンバー2の2をご用意願います。  
(議案第2号付議番号2番を議案書の朗読により説明)  
資料のナンバー2をご覧ください。

5月13日に月当番の古舘委員、地区担当推進委員の伊東委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄であります。(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(4)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)から(8)までについては該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域内で用途地域の指定はございません。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査の結果は転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の伊東委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議長

次に、月当番の2番古舘委員に発言を許します。古舘委員。

2番古舘委員

現地は高速道路のそば、自動車専用道路のそばということで、それに伴っての携帯電話の局の設置ということの内容で説明を受けておりました。まず現地は農地の状態では現にはなっていないので、工事用の土砂の盛り上がった状態で、そこを活用したいということでしたので問題はないのかなということと考えておりました。今の中屋さんの説明のとおりでよろしいかと思いません。以上よろしくお願いたします。

議長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

6番福士委員。

6番福士委員

賃貸借となっておりますが期間は分かりますか。それから、7番と9番も期間についてそこにいったら教えてください。

議長

中屋次長。

中屋次長

一応契約上は20年ということでございますけれども、転用の許可については永久の転用を申請しているということでございます。

議長

よろしいですか。そのほかございませんか。

それでは質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。

次に、付議番号3番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の7ページをご覧ください。

付議番号3番についてご説明いたします。

(議案第2号付議番号3番を議案書の朗読により説明)

資料の2の3をご覧ください。

5月13日に月当番の古舘委員、地区担当推進委員の伊東委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農用地区域内の農用地でございます。(2)から(4)まで及び(7)については転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)、(8)は該当ございません。2 他法令関連事項でございますが、(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域内で用途地域の指定はございません。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域内でございます。

以上の調査の結果は転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の伊東委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の2番古舘委員に発言を許します。古舘委員どうぞ。

2番古舘委員

現地については、農地としてやるには難しいなということから、ここはこのとおりでよろしいかと思えます。以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号3番の審議を終わります。

次に、付議番号4番について事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

付議番号4番についてご説明いたします。

(議案第2号付議番号4番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー2の4をご覧ください。

5月13日に月当番の古舘委員、地区担当推進委員の小林委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄であります。(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(4)まで及び(7)は転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)、(8)は該当ございません。2 他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。

以上の調査の結果は転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお地区担当推進委員の小林委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長	次に、月当番の2番古舘委員に発言を許します。古舘委員。
2番古舘委員	今、事務局のほうから説明があったとおりで、携帯電話の一時転用ということで資材置き場に使いたいということで、農地ともなっていないということで復元が容易であるということからよろしいかなということで御審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。 6番福士委員。
6番福士委員	6番福士です。これは基地局の資材置き場、作業用施設の場所のようですが、基地局本体は農地には建てることはないんですか。なんとなく地図で見ると作業場スペースと隣接して建てそうな気がするんですが。これは5番、6番についても同じ質問をしますので、できればお願いします。
議 長	中屋次長。
中屋次長	基地局そのものも農地に設置するものでございますけれども、この基地局は■■■が設置する基地局でございます。ここに出てくる借受人は■■■から請け負って設置するものでございます。■■■は電気通信事業法における認定事業者でございます。認定事業者が設置する基地局そのものについては、許可不要ということになっております。 一方、付議番号2番の■■■は認定事業者になっていない者なので、基地局についても許可が必要という違いがございます。
議 長	よろしいですか。そのほかございますか。 質疑がないようですので、付議番号4番の審議を終わります。 次に、付議番号5番について事務局より説明願います。中屋次長。
中屋次長	付議番号5番についてご説明いたします。所在図は5ページ、資料のナンバー2の5をご用意願います。 (議案第2号付議番号5番を議案書の朗読により説明) 資料ナンバー2の5をご覧願います。 5月13日に月当番の古舘委員、地区担当推進委員の小林委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。 1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農業振興地域内の農用地でございます。(2)から(4)まで及び(7)について転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)、(8)については該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域内でございます。 以上の調査の結果は転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしま



しては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の小林委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の2番古舘委員に発言を許します。古舘委員。

2番古舘委員

携帯電話の設置場所というのは山間の部分ということで、必要な農用地の転用ということでよろしいかと思えます。以上、御審議のほどよろしく願います。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号5番の審議を終わります。

次に、付議番号6番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の8ページをお開き願います。

付議番号6番についてご説明いたします。所在図は6ページ、資料のナンバー2の6をご用意願います。

(議案第2号付議番号6番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー2の6をご覧願います。

5月13日に月当番の古舘委員、地区担当推進委員の小林委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(4)まで及び(7)については転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)、(8)については該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが、(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査結果は転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の小林委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の2番古舘委員に発言を許します。古舘委員どうぞ。

2番古舘委員

今、中屋次長さんのほうから話があったとおりで、携帯電話についての事業ということでよろしいかと思えますので、よろしく御審議のほど願います。

議 長

説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号6番の審議を終わります。  
次に、付議番号7番について事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

付議番号7番をご説明いたします。所在図は7ページ、資料のナンバー2の7をご用意願います。

(議案第2号付議番号7番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー2の7をご覧願います。

5月13日に月当番の古舘委員と私が現地を確認しております。

この案件は3月に農振除外の御審議をいただいた案件でございます。その際、地区担当推進委員の吉濱委員には3月18日に現地を確認していただいております。

1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄であります。(1)農地の種類は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地でございます。(2)から(4)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)から(8)は該当ございません。2の他法令関連事項欄でございますが、(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外。5月10日付けで農振除外になっているものでございます。(4)は該当ございません。

以上の調査の結果は転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございますが、第1種農地でございますので、一般社団法人岩手県農業会議の意見を聴取することとなるものでございます。

なお、地区担当推進委員の吉濱委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の2番古舘委員に発言を許します。古舘委員。

2番古舘委員

今、中屋次長さんのほうから話があったとおりで、ほとんどそれでよいと確認しました。よろしく御審議のほどお願いします。

議 長

説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

議長	<p>それでは質疑がないようですので、付議番号7番の審議を終わります。次に、付議番号8番について事務局より説明願います。中屋次長。</p>
中屋次長	<p>付議番号8番についてご説明いたします。所在図は8ページ、資料のナンバー2の8をご用意願います。</p> <p>(議案第2号付議番号8番を議案書の朗読により説明)</p> <p>資料ナンバー8をご覧願います。</p> <p>5月13日に月当番の古舘委員、地区担当推進委員の大森委員、事務局から私の3人で現地調査をしております。</p> <p>1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(4)まで及び(7)は転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)、(8)は該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが、(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。</p> <p>以上の調査の結果は転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。</p> <p>なお、地区担当推進委員の大森委員は、異議がないということでございました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>次に、月当番の2番古舘委員に発言を許します。古舘委員どうぞ。</p>
2番古舘委員	<p>今、事務局のほうで説明があったとおりでございます。御審議のほどよろしく願います。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、付議番号8番の審議を終わります。次に、付議番号9番について、事務局より説明願います。中屋次長。</p>
中屋次長	<p>議案書の9ページをご覧願います。</p> <p>付議番号9番についてご説明いたします。所在図は9ページ、資料のナンバー2の9をご用意願います。</p> <p>(議案第2号付議番号9番を議案書の朗読により説明)</p> <p>資料ナンバー2の9をご覧願います。</p> <p>5月13日に月当番の古舘委員、地区担当推進委員の伊東委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。</p> <p>1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄であります。(1)農地の種類は、■■■から300m以内の区域にある農地で第3種農地でございます。(2)から(5)までは転用許可基準からみていずれも適当確実と認められるものでござ</p>

います。(6)から(8)までは該当ございません。2 他法令関連事項欄でございますが、(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域内で用途地域の指定はないものでございます。(3)農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。

以上の調査の結果は転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の伊東委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の2番古舘委員に発言を許します。古舘委員。

2番古舘委員

場所的には■■■の裏側になるようでございますので、現に農地にはなっていないということで、事務局の中屋さんから話があったとおりで御審議のほどお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

それでは質疑がないようですので、付議番号9番の審議を終わります。

以上で、議案第2号の審議が終了いたしました。

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事へ意見を送付いたします。但し、付議番号7番については、一般社団法人岩手県農業会議の意見を聴取したうえでの送付となります。

(議案第3号)

次に、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。

付議番号1番について事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の10ページをお開き願います。

付議番号1番についてご説明いたします。所在図は10ページ、資料のナンバー3をご用意願います。

(議案第3号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー3をご覧願います。

5月13日に月当番の古舘委員、地区担当推進委員の金澤委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

調査書の1適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復

旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは 20 年を経過したものとする、に該当するものでございます。他法令関連事項でございますが、農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見の結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の金澤委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の 2 番古館委員に発言を許します。古館委員。

2 番古館委員

現地は■■■の市道にも含まれているということで、中屋次長のほうから説明があったとおりでございます。以上、御審議のほどよろしく願います。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございますか。

(「なし」の声あり)

議 長

それでは質疑がないようですので、付議番号 1 番の審議を終わります。次に、付議番号 2 番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

付議番号 2 番についてご説明いたします。所在図は 11 ページ、資料のナンバー 3 の 2 をご用意願います。

(議案第 3 号付議番号 2 番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー 3 の 2 でご説明いたします。

5 月 13 日に月当番の古館委員、地区担当推進委員の吉濱委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。

調査書の 1 適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは 20 年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項でございますが、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論、1 の適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号 2 番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の吉濱委員は、異議がないということでした。説明以上でございました。

議 長

次に、月当番の 2 番古館委員に発言を許します。古館委員。

2 番古館委員

今、中屋次長のほうから説明があったとおりでございます。よろしく審議のほど願います。

- 議 長 説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。  
以上で議案第3号の審議を終了しました。  
これより、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。
- (議案第4号) 次に、議案第4号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。  
事務局より説明願います。小野寺主査。
- 小野寺主査 議案書の11ページをご覧ください。  
(議案第4号を議案書の朗読により説明)
- 議 長 説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、意見はありませんか。去石委員。
- 7番去石委員 7番去石です。1番ですけども、再設定ということなんで前から牧草やっているとすけども、現況地目が田のままなのは何か理由があるんでしょうか。
- 議 長 小野寺主査。
- 小野寺主査 こちらの土地につきましては、水田に対する補助金を受けているということで地目が田となっております。
- 議 長 そのほかどうでしょうか。よろしいでしょうか。  
ないようですので、議案第4号の審議を終了いたします。  
これより、議案第4号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成です。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。  
これをもちまして、第13回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。  
ありがとうございました。

— 午後2時30分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 飛澤 教男

署名委員 高森 昭夫

署名委員 古舘 秀巳